

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

OECD による暗号資産報告の枠組み及び共通報告基準の改正に関する最終ガイダンスの発表

2022 年 10 月 13 日

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development、以下「OECD」）は 2022 年 10 月 10 日、暗号資産報告の枠組み（Crypto-Asset Reporting Framework、以下「CARF」）及び共通報告基準（Common Reporting Standard、以下「CRS」）の改正（Amendments to the CRS）を発表した。草案となるドラフト版は業界のコメントを求めため、パブリック・コメント用文書として 2022 年 3 月 22 日に発表され、OECD は今般、書面及び 2022 年 5 月の公開フォーラムでのフィードバックを受け、最終ガイダンスの公表に至った。これは、CARF に基づく新たな暗号資産の本人確認・報告要件を確立し、CRS に基づく既存の本人確認・報告要件を改正するものである。この CRS の改正では新たな金融商品及び仲介機関を対象とし、CRS の運用の更なる改善を目的としている。OECD は、「関連暗号資産（CARF に基づいて報告が必要となる暗号資産を指す）のための単一のグローバル報告の枠組みとしての CARF の広範な施行を確実に行うための作業が開始される」と表明した。

1. 暗号資産報告の枠組み（CARF）

A) 暗号資産の範囲

CARF に基づく暗号資産の定義は広範なものであり、仲介機関の関与なしに保有・移転可能なものを含む、特定の範囲のデジタル資産を対象とする。ここでは、暗号資産とは価値のデジタル表現に限定され、暗号通貨に加えてステーブルコイン、暗号資産の形で発行されたデリバティブ、及び一定の非代替性トークン（Non Fungible Token、以下「NFT」）を含む。ただしこれらが価値に対する権利、請求権又は会員権、あるいは財産権を表すことが条件とされている。このルールは、マネーロンダリング対策（「AML」）及び KYC 義務との間の整合性を取るため、金融活動作業部会（「FATF」）勧告（2012 General Recommendations「2012 年一般勧告」、2019 Virtual Currency Recommendations「2019 年仮想通貨に関する勧告」、及び 2021 Updates「2021 年改訂」）の範囲内である暗号資産を包含することを目的としている。

価値のデジタル表現である暗号資産のうち、以下の三つのカテゴリーが CARF の範囲から除外されることとなった。クローズドループ型暗号資産（Closed-Loop Crypto-Assets）、中央銀行デジタル通貨（Central Bank Digital Currencies、以下「CBDC」）、及び特定電子マネー商品（Specified Electronic Money Products）である。CBDC 及び一定の電子マネー商品は、CARF から除外されるものの、CRS の範囲には含まれる。これらの用語は、以下のとおり定義される：

- クローズドループ型暗号資産：参加業者からの商品又はサービスの購入のため固定されたネットワーク（すなわちクローズドループ）内での使用に限定されており、したがって換金権の制限のため脱税のリスクが低い暗号資産。
- CBDC：発行中央銀行又は通貨当局に対する不換通貨¹での債権を表す暗号資産で、従来の銀行口座で保有される資金と同様に機能するもの。
- 特定電子マネー商品：決済取引のため使用される同等の資金の受取と交換で発行される不換通貨のデジタル表現で、規制上の要件に基づき、要求に応じて同じ価値の当該通貨と換金可能なもの。このカテゴリーは、原不換通貨に対して損益を生じさせない暗号資産を対象とすることを目的としている。

¹ 不換通貨（Fiat Currency）：日本円や米ドル、ユーロなど、中央銀行が発行した通貨

最終ルールでは、「関連暗号資産」²を、「決済又は投資目的での使用が不可能であると、報告暗号資産サービス提供者が適切に判定した暗号資産」を除外したさらに限定的な形で定義する。OECD は、分散型金融（Decentralized Finance、以下「DeFi」）に特に配慮して、どの暗号資産が決済又は投資目的での使用が可能で、どの暗号資産が不可能かの判定を支援するため、追加のガイダンスが必要となることを認めている。

B) 仲介機関の範囲

取引プラットフォームを利用可能とすることによるものを含め、顧客のため又は顧客に代わって暗号資産の交換取引を実施するサービスを事業として提供する事業者又は個人は、CARF に基づく本人確認・報告義務を有する報告暗号資産サービス提供者（Reporting Crypto-Asset Service Provider）とみなされる。報告暗号資産サービス提供者には、取引の仲介又は当事者のいずれの役割を果たすかに関わらず、中央集権型金融（Centralized Finance、以下「CeFi」）、及び特定の DeFi 暗号資産取引所、暗号資産ブローカー、ディーラー、及びマーケットメーカー、また暗号資産 ATM の事業者が含まれる。仲介機関の範囲については、FATF の「仮想資産サービス提供者（Virtual Asset Service Provider）」の定義の範囲内のサービス提供者に適用されることを意図している。

CARF では、以下の種類の個人や事業者について、サービス提供者の広範な定義に該当する可能性があるが、報告暗号資産サービス提供者に含めることは意図していないと注記している：

- 暗号資産に投資する投資ファンド。
- 分散型台帳取引の検証のみに従事する者。マイナー、ステイカー、及びノード・バリデーターなど、当該検証サービスについて報酬を受け取っている場合であっても、該当しない。
- 発行者のうち、暗号資産の組成者又は発行者としての役割のみを果たしている者。
- 暗号資産の売買のみをユーザーに認めている DeFi プラットフォームを運用する者、又は顧客の代理での暗号資産取引を円滑化するソフトウェアの開発又は販売のみを行う者（ただし、それらのソフトウェアを使用し、交換サービスを提供していないことを条件とする）。

報告・本人確認義務は、報告暗号資産サービス提供者が参加管轄区域に対する十分なネクサス³を有する場合、当該報告暗号資産サービス提供者に適用される。サービス提供者が報告対象取引に関して二つ以上の管轄区域に対するネクサスを有する場合に重複報告を避けるためのルールが含まれている。

C) 報告要件

CARF では取引報告制度の概要を定め、以下に関し暗号資産の種類別に合計した上で、年次報告を義務付ける：(i) 暗号資産と不換通貨の交換、(ii) 一以上の形式の暗号資産の交換、及び (iii) 暗号資産の移転（報告対象リテール決済取引を含む）。移転に関して、CARF では、仲介機関の関与のない取引に対して、税務当局の可視性を向上するため、サービス提供者からアンホスト・ウォレット⁴への暗号資産の移転における通貨単位数及び総価値の報告を義務付ける。また、リテール決済取引は、商品又はサービスへの支払において暗号資産を受け取る業者の代理でサービス提供者が支払いを処理する場合にも、報告対象となる。この報告は高額取引に限定され、OECD は基準値として 50,000 米ドルを提案している。

報告対象となる情報には、暗号資産の種類及び移転の種類などの詳細を含む。暗号資産の交換が不換通貨について行われる場合、報告対象となる取得金額又は処分による総受取額は、取引手数料を差し引いて受け取られた不換通貨と等しい。暗号資産－暗号資産取引、リテール決済、及び移転については、サービス提供者が、取引時に一貫した方法で不換通貨での暗号資産の公正市場価値を判定・報告する責任を負う。

D) 本人確認手続

CARF に含まれる本人確認手続は、CRS の要件及び FATF 勧告に含まれる既存の AML/KYC 手続に準じ、個人及び事業者顧客の税務上の居住地及び報告対象の該否を判定するため、自己宣誓及び記録された情報を使用する。サービス提供者が CRS の目的上実施される新規口座の本人確認手続に依拠することを認め、CARF と CRS 双方において対象となるサービス提供者の本人確認の負担を最小化している。

報告暗号資産サービス提供者は、以下に該当する場合には、取引の実施を停止しなければならない：

- 新規口座の開設時に自己宣誓が提出されない。

² 関連暗号資産（Relevant Crypto-Asset）：報告対象となる暗号資産

³ ネクサス（Nexus）：課税の根拠となる繋がり

⁴ アンホスト・ウォレット（Unhosted Wallet）：取引所などではなく、自分で秘密鍵を管理して資産を保有するために使用する自己管理型ウォレット

- ・ 既存口座保有者が 12 カ月以内に自己宣誓を提出していない。又は
- ・ 状況の変化から 90 日以内に更新された自己宣誓を受け取っていない。

E) 次の段階

OECD は間もなく次の事項を公表すると表明している：(i) 参加管轄区域間の情報交換を円滑化するための二国間／多国間の権限ある当局の枠組み、(ii) 情報交換のための技術的ソリューション、及び (iii) CARF の効果的な施行に関する更なるガイダンス。OECD はまた、報告対象リテール決済取引に関する追加のガイダンスの発表を予定している。これには支配者情報の徴求が報告対象リテール決済取引について義務付けられるか否かに関するガイダンスが含まれると予想される。

CARF 要件を適用するために、管轄区域は現時点では本人確認・報告要件の施行期日は不明ではあるものの、現地法として CARF を導入する必要がある。上記のとおり、OECD は、「関連暗号資産のための単一のグローバル報告の枠組みとしての」CARF の世界的な導入及び施行に向けて努力する意向である。いずれかの管轄区域において CARF の影響を受ける可能性のあるサービス提供者は、管轄区域独自の要件に関する更なる情報を得るために現地の規制の進展を注視すべきである。

2. 共通報告基準（「CRS」）

最終ガイダンスで規定される CRS の改正は、二つの主な分野を対象としている。第一の分野は、新たなデジタル金融商品を CRS の対象としている。CRS の範囲を拡大し、電子マネー商品及び CBDC を対象とする。加えて、CARF の定義と平仄を取り、暗号資産を参照してカस्टディ口座に保有されるデリバティブ、及び暗号資産に投資する投資事業体が CRS の対象となるよう、金融資産及び投資事業体の定義を変更している。この分野においては、重複報告の発生を抑えるため、新たな CARF と CRS の間の調整規定が含まれる。第二の分野では、CRS に基づく報告対象となる情報の追加に加えて、CRS の参加管轄区域及びその他の参加者から受け取ったフィードバックを考慮し、一定の本人確認規定を調整し、現行の CRS ルールに基づく本人確認手続及び報告要件の改善を図っている。また、CRS のコメントリーには、CRS の適用における一貫性を向上させ、また以前に発表されたよく寄せられる質問及び解釈ガイダンスを取り込むための詳細が含まれた。

A) CRS の現代化

CRS の範囲が以下のとおり拡大され、顧客の観点から従来の銀行口座に機能的に類似した商品として一定の電子マネー商品及び CBDC が対象となっている：

- ・ 除外口座に、いずれの連続する 90 日間においても 90 日移動平均の営業時間終了時口座残高又は価値が 10,000 米ドルを超えない、低リスクの特定電子マネー商品が含まれる。
- ・ 用語「特定電子マネー商品」に、顧客の指示による顧客から他の者への資金の移転の円滑化のみを目的として創設された商品は含まれない。
- ・ 関連する金融サービスに帰属する収入には、保管している関連暗号資産の保有・移転・交換からの各種手数料も含まれる。
- ・ 暗号資産を参照するデリバティブと、その他の金融資産を参照するデリバティブの間の一貫性を確保するため、暗号資産を参照するデリバティブ契約が、CRS の金融資産の定義に含まれる。

さらに、暗号資産への間接投資の取扱と、資金及び資産運用ビークルへの他の種類の投資の整合性を取るため、投資事業体の定義が拡大され、暗号資産へ投資する場合も投資事業体に含められた。

加えて、暗号資産から生じる所得、暗号資産の売却又は交換からの損失超過分の利益、及び暗号資産の取引（先物、先渡、オプションその他類似の取引を含む）からの損失超過分の利益が、原則的に受動的所得（Passive Income）に含まれる。

CARF と CRS の間の整合性を維持するため、また CARF における関連暗号資産と、CRS における金融資産の両方に該当する一定の資産が存在することを考慮して、CARF において総受取額が報告される場合、CRS では当該情報の報告を行わない旨の任意選択の規定が含まれる。

B) 本人確認手続と報告の改善

報告要件が拡大され、税務当局が CRS に基づき受け取る情報をより適切に、税務コンプライアンス目的に利用することが可能となった。いくつかの例を記載する：

- ・ 「新規」または「既存」口座の表示。
- ・ 口座保有者が有効な自己宣誓を提出したか否かの表示。
- ・ 報告対象となる事業体の支配者の役割、及び報告対象者について有効な自己宣誓が提出されたか否か（ただし、改正 CRS の発効日の前日時点で報告金融機関が保有する各報告対象口座に関して、また当該日付の後の翌々暦年末に終了する報告期間について、この情報は、当該報告金融機関が保有する電子検索可能なデータ内で入手可能な場合に限り、報告を義務付けられる）。

- ・ 法的契約である投資事業体の資本持分の場合、報告対象となる個人や事業体が資本持分保有者に該当する場合の役割。
- ・ 口座が共同保有口座であるか否か、及び共同口座保有者の数。ならびに
- ・ 口座の種類（例：カストディ口座、預金口座、資本持分・債権持分、及びキャッシュバリューのある保険契約）の表示。

本人確認要件もまた強化され、特に新規事業体口座について AML/KYC 手続が 2012 年 FATF 勧告に沿っていなければならない旨を明記された。報告金融機関が 2012 年 FATF 勧告と整合している AML/KYC 手続の適用を法的に義務付けられていない場合であっても、実質的に同様の手続を適用しなければならない旨も明確化された。

自己宣誓様式の徴求に関して、報告金融機関が本人確認・報告義務を満たすために新規口座について有効な自己宣誓を適時に取得する要件を遵守しなかった例外的な場合、当該報告金融機関は、自己宣誓が取得・検証されるまで既存口座用の本人確認手続を適用するよう義務付けられる。

加えて、報告金融機関は、自己宣誓に納税者番号（Taxpayer Identification Number、以下「TIN」）が含まれず、かつ OECD が周知した情報により、報告対象管轄区域が全ての税務上の居住者に TIN を発行していることが示される場合、当該自己宣誓が信頼性または正確性に欠けると知りうることとなる。CRS では現在、政府検証サービス（Government Verification Services、「GVS」）又は類似の IT を活用した処理による口座保有者又は支配者の身元及び税務上の居住地の確認情報が、TIN と機能的に同等であると認識されると規定している。

居住地のタイブレーカー⁵シナリオにおいて、口座保有者は税務上の居住地である全ての管轄区域について自己宣誓しなければならない、また特定された全ての管轄区域において税務上の居住者と取り扱われなければならない。自己宣誓の目的上居住管轄区域の判定のためにタイブレーカールールに依拠することは、CRS の改正が発効したならばその後については認められなくなる。

最後に、報告金融機関は、上場企業が法令に基づき、主要株主の情報開示の対象となっている場合、その受益者に関する情報の要請を義務付けられない。

C) 定義の変更

CRS において一定の定義の変更も行われた。投資事業体の定義に関して、コメンタリーでは、ファンドの投資家が「顧客」とみなされ、ファンド自体が業務活動を「事業として」実施するとみなされうると確認している。

資本抛出口座は、新設会社設立又は保留中の増資を考慮した限定的な期間での資金の凍結のため使用されるが、一定の条件に従い、かつ当該口座の使用が法律の規定により最長 12 カ月間とされている場合に限り、除出口座とみなされる。

CRS には、純粋な非営利事業体について新規の不報告金融機関のカテゴリーが含まれることになる。この新たなカテゴリーである適格非営利事業体は、パブリック・コメント用文書には含まれなかったが、特に受益者への本人確認手続の適用に関する非営利セクターの懸念に対処するため追加された。

コメンタリーでは現在、用語「預金取扱機関」の範囲が拡大され、一定の銀行業務への従事について認可を得ているが、実際には当該業務に従事していない事業体を含めている。

D) 次の段階

交換の枠組み及び XML スキーマの更新を含め、改正 CRS に従った自動的情報交換のための適切な仕組みを今後導入する必要がある。加えて、施行スケジュールについても合意が必要となる。

3. おわりに

日本においては 2020 年 5 月に施行された改正金融商品取引法に伴い、暗号資産デリバティブ取引を行う一定の暗号資産交換業者は現行の「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度、以下（実特法）」において報告金融機関となることが示唆されているが、CARF の導入に伴い、暗号通貨のみならず、より幅広く暗号資産に関連するサービスを取り扱う事業者・個人がその対象となるため、今後の国内法導入の動向を注視する必要がある。また、CRS の改正に伴い、実特法についても大幅な改正が行われ、暗号資産交換業者以外の金融機関にも影響が及ぶことが想定されるため、こちらも国内の動向について注視が必要である。デロイトでは今回公表された最終ガイダンスの対訳を作成中であり、弊社クライアントに案内予定である。

⁵ タイブレーカー（Tibreaker）：複数国の居住者になった場合、一定の租税条約では、居城者の定義を規定するとともに、双方居住者が、どちらの国の居住者になるかのルール（タイブレーカールール）が規定されており、当該租税条約のルールを適用し、1 つの国の居住者を選択すること。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に就いて相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または関係法人の作 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は

www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

